



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

451	道路の区域変更	(道路保全課)
452	新道路の供用開始等	( " )
453	道路の区域変更	( " )
454	新道路の供用開始等	( " )
455	道路の区域変更	( " )
456	新道路の供用開始等	( " )
457	道路の区域変更	( " )
458	新道路の供用開始等	( " )
459	道路の区域変更	( " )
460	新道路の供用開始等	( " )
461	道路の区域変更	( " )
462	新道路の供用開始等	( " )
463	道路の区域変更	( " )
464	新道路の供用開始等	( " )
465	道路の区域変更	( " )
466	新道路の供用開始等	( " )
467	道路の区域変更	( " )
468	新道路の供用開始等	( " )
469	道路の区域変更	( " )
470	新道路の供用開始等	( " )
471	道路の区域変更	( " )
472	新道路の供用開始等	( " )
473	道路の区域変更	( " )
474	新道路の供用開始等	( " )
475	道路の区域変更	( " )
476	新道路の供用開始等	( " )
477	道路の区域変更	( " )
478	新道路の供用開始等	( " )
479	道路の区域変更	( " )
480	新道路の供用開始等	( " )
481	道路の区域変更	( " )
482	新道路の供用開始等	( " )
483	道路の区域変更	( " )
484	新道路の供用開始等	( " )
485	道路の区域変更	( " )
486	旧道路の供用廃止	( " )
487	道路の区域変更	( " )
488	新道路の供用開始等	( " )
489	道路の区域変更	( " )

490	新道路の供用開始等	( " )
491	道路の区域変更	( " )
492	新道路の供用開始等	( " )
493	道路の区域変更	( " )
494	新道路の供用開始等	( " )
495	道路の区域変更	( " )
496	新道路の供用開始等	( " )
497	道路の区域変更	( " )
498	新道路の供用開始等	( " )
499	道路の区域変更	( " )
500	新道路の供用開始等	( " )
501	道路の区域変更	( " )
502	新道路の供用開始等	( " )
503	道路の区域変更	( " )
504	新道路の供用開始等	( " )
505	道路の区域変更	( " )
506	新道路の供用開始等	( " )
507	道路の区域変更	( " )
508	新道路の供用開始等	( " )
509	道路の区域変更	( " )
510	新道路の供用開始等	( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 道路の種類 一般国道

#### 2 路線名 424号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 延 長 備 考 幅 員	メー ト ル	メー ト ル	メー ト ル
日高郡みなべ町東本庄字井戸ヶ谷1192番4地先から同町東本庄字井戸ヶ谷1197番3地先まで	旧	4.65 } 33.70		469.00	
同上	旧	5.40 } 54.20		379.21	井戸ヶ谷橋 L=75.00 明神橋 L=107.00

同上	新	11.50 } 54.20	315.00	井戸ヶ谷橋 L=75.00 明神橋 L=107.00
----	---	---------------------	--------	-------------------------------------

和歌山県告示第452号

平成17年和歌山県告示第451号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区	間	新旧の別	敷地の員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
		旧	5.00 } 38.50	717.00	
同上		旧	11.50 } 45.30	474.00	明神トンネル L=184.50 藤の川橋 L=97.00 水呑橋 L=73.00
同上		新	11.50 } 45.30	474.00	明神トンネル L=184.50 藤の川橋 L=97.00 水呑橋 L=73.00

和歌山県告示第454号

平成17年和歌山県告示第453号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区	間	新旧の別	敷地の員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
		旧	7.10 } 12.50	248.00	
同上		旧	12.30 } 39.80	240.00	新親子橋 38.0 柿の木橋 23.3
同上		新	12.30 } 39.80	240.00	新親子橋 38.0 柿の木橋 23.3

和歌山県告示第456号

平成17年和歌山県告示第455号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区	間	新旧の別	敷地の員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
		旧	4.60 } 10.40	2300.00	
同上		旧	10.70 } 37.00	1690.00	紅葉橋 140.00 平井郷橋 115.00 細野トンネル 117.50 平井郷トンネル 370.00 紀美橋 12.80

同上	新	10.70 } 37.00	1690.00	紅葉橋 140.00
				平井郷橋 115.00
				細野トンネル 117.50
				平井郷トンネル 370.00
				紀美橋 12.80

和歌山県告示第458号

平成17年和歌山県告示第457号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		メートル
東牟婁郡本宮町大瀬字平井川252番1地先から同町大瀬字平井川255番2地先まで	旧		3.30	}	145.00	親子橋	19.20
			7.60				
東牟婁郡本宮町大瀬字平井川252番1地先から同町大瀬字平井川254番1地先まで	旧		18.75	}	380.00		
			39.66				
同上	新		18.75	}	380.00		
			39.66				

和歌山県告示第460号

平成17年和歌山県告示第459号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡花園村大字久木字尾白70番1地先から同町大字久木字上ミ手90番2地先まで	旧		17.50	}	77.00		
			44.80				
同上	新		17.50	}	77.00		
			26.00				

和歌山県告示第462号

平成17年和歌山県告示第461号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第463号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
西牟婁郡中辺路町大字高原字川合1556番1地内	旧		13.50	}	80.00		
			42.00				
同上	新		82.70	}	80.00		
			102.00				

和歌山県告示第464号

平成17年和歌山県告示第463号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字阿尾字州野658番地先から同町大字阿尾字州野625番地先まで	旧	5.20 } 6.90	131.00	
同上	新	8.40 } 10.20	131.00	

和歌山県告示第466号

平成17年和歌山県告示第465号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
日高郡由良町大字門前字坊之坪724番1地先から同町大字門前水谷坪767番1地先まで	旧	4.90 } 12.80	500.00	
同上	旧	11.60 } 31.20	449.60	

同上	新	11.60 } 31.20	449.60	
----	---	------------------	--------	--

和歌山県告示第468号

平成17年和歌山県告示第467号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2743番1地先から同町生馬字鳥淵2768番1地先まで	旧	3.50 } 29.00	195.00	
同上	旧	5.50 } 40.00	184.00	
同上	新	5.50 } 40.00	184.00	

和歌山県告示第470号

平成17年和歌山県告示第469号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺印南線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅	延	長備	考
			メートル		メートル	
	日高郡みなべ町東本庄字遺犬谷1666番1地先から同町東本庄字猪口1659番12地先まで	旧	4.00 } 10.50		560.00	
同上		旧	9.80 } 45.50		440.00	
同上		新	9.80 } 45.50		440.00	

和歌山県告示第472号

平成17年和歌山県告示第471号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山停車場線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅	延	長備	考
			メートル		メートル	
	和歌山市大字七番丁36番地先から同市大字七番丁36番地先まで	旧	20.29 } 20.49		182.00	
同上		新	23.11 } 23.19		182.00	

和歌山県告示第474号

平成17年和歌山県告示第473号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、

同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 海南吉備線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅	延	長備	考
			メートル		メートル	
	海草郡下津町大字百垣内字垣内591番1地先から同町大字百垣内字下ノ垣内396番地先まで	旧	4.80 } 11.20		139.00	
同上		新	6.00 } 11.20		139.00	

和歌山県告示第476号

平成17年和歌山県告示第475号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区	間	新旧の別	敷地の員 幅	延	長備	考
			メートル		メートル	メートル
	日高郡印南町大字印南原字落合5003番1地先から同町大字南谷字造木1382番地先まで	旧	5.80 } 43.10		1635.00	志ん橋 L=8.60 柳橋 L=7.50 老星橋 L=3.50

同上	新	5.80 } 43.10	1635.00	志ん橋 L=8.60 柳橋 L=7.50 老星橋 L=3.50
同上	新	13.80 } 61.80	1447.00	稲原トンネル L=486.20

和歌山県告示第478号

平成17年和歌山県告示第477号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 日置川大塔線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
西牟婁郡日置川町大字寺山字湯之上511番4地先から同町大字向平字瀬戸551番1地先まで		旧	5.00 } 9.00		695.10		
同上		新	12.00 } 50.00		685.00		

和歌山県告示第480号

平成17年和歌山県告示第479号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に

おいて告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 和歌山橋本線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
和歌山市大字西字西梅ヶ崎298番地先から同市大字西字森688番1地先まで		旧	6.60 } 7.20		277.00		
同上		新	12.50 } 15.20		277.00		

和歌山県告示第482号

平成17年和歌山県告示第481号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 海南吉備線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
海草郡下津町大字笠畑字横畑181番3地先から同町大字笠畑字西ノ岡115番5地先まで		旧	4.00 } 10.00		46.00		
同上		新	8.40 } 14.20		46.00		

和歌山県告示第484号

平成17年和歌山県告示第483号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡花園村大字 中南字東手235番3 地先から同村大字 新子字箕398番1地 先まで		旧	4.60 }	6,778.00	
			30.00		

和歌山県告示第486号

平成17年和歌山県告示第485号(道路の区域変更)で告示した旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第487号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町 大字志賀字中番 192番2地先から同 町大字志賀字中番 164番3地先まで		旧	7.80 }	189.00	
			14.80		
同上		新	10.65 }	205.00	
			40.00		

和歌山県告示第488号

平成17年和歌山県告示第487号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市大字向副字 田中台416番2地先 から同市大字向副 字田中台407番1地 先まで		旧	4.90 }	80.00	
			6.85		
同上		新	7.45 }	80.00	
			9.70		

和歌山県告示第490号

平成17年和歌山県告示第489号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 長野上秋津線

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル

田辺市上秋津字大平3410番1地先から同市上秋津字野久保3831番1地先まで	旧	4.80 } 8.80	314.10	中宮橋 5.10
同上	旧	12.75 } 28.60	131.10	中宮橋 19.00
同上	新	12.75 } 28.60	131.10	中宮橋 19.00

和歌山県告示第492号

平成17年和歌山県告示第491号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高野橋本線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡九度山町大字河根字辻之内226番12地先から同町大字河根字辻之内218番5地先まで		旧	6.50 } 10.40		95.00		
同上		新	9.40 } 14.40		95.00		

和歌山県告示第494号

平成17年和歌山県告示第493号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡かつらぎ町大字三谷字金毘羅1614番1地先から同町大字三谷字金毘羅1614番1地先まで		旧	5.00 } 8.00		33.00		
同上		新	5.75 } 8.20		33.30		

和歌山県告示第496号

平成17年和歌山県告示第495号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 371号

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡高野町大字南字外坊39番1地先から同町大字南字外坊39番4地先まで		旧	3.80 } 5.80		28.00		
同上		新	9.00 } 12.80		28.00		



和歌山県告示第498号

平成17年和歌山県告示第497号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
有田郡清水町大字遠井字小池93番1地先から同町大字遠井字沢谷145番地先まで		旧	3.00 }		318.20		
			9.90				
同上		新	6.90 }		318.20		
			32.10				

和歌山県告示第500号

平成17年和歌山県告示第499号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		

有田郡吉備町大字尾中字穴ノ口367番4地先から同町大字尾中字堅道378番1地先まで	旧	6.60 }		76.00		
		10.90				
同上	新	8.20 }		76.00		
		22.10				

和歌山県告示第502号

平成17年和歌山県告示第501号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 海南吉備線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
海草郡下津町大字笠畑字上垣内279番3地先から同町大字笠畑字上垣内279番3地先まで		旧	5.50 }		21.00		
			5.60				
同上		新	6.80 }		21.00		
			12.50				

和歌山県告示第504号

平成17年和歌山県告示第503号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 滝切目停車場線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	
日高郡印南町大字 古屋字瓜田360番3 地先から同町大字 古屋字神野227番1 地先まで		旧	2.90 } 7.60		359.00	
同上		新	7.70 } 10.50		355.00	

和歌山県告示第506号

平成17年和歌山県告示第505号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 阪本五條線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	
伊都郡高野口町大字 東富貴字地藏ノ 下716番1地先から 同町大字東富貴字 地藏ノ下719番141 地先まで		旧	6.00 } 9.10		43.00	
同上		新	6.00 } 9.70		43.00	

和歌山県告示第508号

平成17年和歌山県告示第507号(道路の区域変更)で告示

した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺印南線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	メートル
田辺市上芳養字長 谷876番13地先か ら日高郡みなべ町 大字東本庄字遺犬 谷1666番1地先ま で		旧	2.70 } 7.00		739.00	
同上		旧	8.20 } 40.70		695.00	堀切橋 8.00
同上		新	8.20 } 40.70		695.00	堀切橋 8.00

和歌山県告示第510号

平成17年和歌山県告示第509号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹